

令和5年度がスタートしました。コロナ禍で我慢の連続でしたが、ようやくマスクの緩和から人が動き出す気配です。今年のフレッシュマンには大いに期待するところですが、感染対策も怠りなく…

被扶養者に該当しなくなった方の届出はお済ですか？

『被扶養者調査表』の提出にご協力いただきまして、ありがとうございました。
被扶養者の方が就職等により扶養でなくなった場合は、資格取得日を確認のうえ異動届に保険証を添付して、5日以内の提出にご協力をお願いします。

『現物給与』の価格改定について(令和5年4月1日から)

令和5年度、静岡県は現物給与の価格改定はありません。
なお、18府県において食事の現物給与が価格改定になりました。詳細については、日本年金機構のホームページをご覧ください。

マイナンバーカードが健康保険証として使えます

マイナンバーカードは、医療機関にあるカードリーダーに『ピッ』とかざすだけで、健康保険証として使うことができます。

健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用申込は、マイナポータルやセブン銀行のATM、医療機関・薬局の顔つきカードリーダーで出来ます。

＊ お問い合わせは…マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

詳細は、別添のリーフレットをご覧ください。

5月は春期ウォーキングキャンペーンです

もうすぐ春期ウォーキングキャンペーンが始まります。

毎回参加している方や今回から参加される方、もちろん新入社員の皆さんの参加も大歓迎です。

完歩賞 25万歩目指して頑張りましょう。

＊ 対象者…被保険者と被扶養者(配偶者と40歳以上の方)

＊ 完歩賞…クオカード1,000円分

＊ 提出期限…令和5年6月9日(金)必着【FAX可】

25万歩以上
歩きましょう

あなたをはじめよう

適正受診

医療費の無駄を省くといっても、具合が悪いのに受診せずに我慢することではありません。

医療の受け方を見直すだけでなく、薬のもらい過ぎに注意するなど、一人ひとりのちょっとした心がけが制度を守ります。